

判決年月日	平成 2 5 年 7 月 8 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成24年（行ケ）第10340号		
○ 発明の名称を「検査機械および検査方法」とする特許の無効審判請求不成立審決について、同発明の進歩性を認めた審決の判断には引用発明との相違点についての容易想到性に関する判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事例。			

（関連条文）特許法29条2項

本件は、原告が、発明の名称を「検査機械および検査方法」とする特許（請求項の数は18である。）についての無効審判不成立審決の取消しを求めた事案である。原告は、審決には本件発明と引用発明との相違点の認定及び相違点に係る構成の容易想到性の判断に誤りがあると主張した。

本判決は、次のとおり、本件発明1と甲1発明との相違点1及び本件発明13と甲3発明との相違点4についての容易想到性に関する審決の判断には誤りがあり、この誤りは本件特許の全ての請求項についての審決の結論に影響を及ぼすものであるから、審決は全ての請求項について取消しを免れないと判示して、審決を取り消した。

1 本件発明1と甲1発明との間には、審決が認定したとおりの以下の相違点1が存在することが認められる。

「本件発明1ではシート検査ユニットの組数が3組であり、各シート検査ユニットが備えるカメラは線形カメラであり、かつ各シート検査ユニット、入力移送シリンダ及び移送シリンダは、シートの検査が第一シート検査ユニット、第二シート検査ユニット又は第三シート検査ユニットにより完了したときにのみ検査済みの印刷されたシートを第一、第二又は第三検査シリンダから取り出すように構成されているのに対し、甲1発明では、シート検査ユニットの組数が2組であり、各シート検査ユニットが備えるカメラは線形カメラであるのか否か不明であり、さらに、各シート検査ユニット、入力移送シリンダ及び移送シリンダは、シートの検査が各シート検査ユニットにより完了したときにのみ検査済みの印刷されたシートを各検査シリンダから取り出すように構成されているのか否かは不明な点。」

2 甲1発明について、検査ユニットを2組から3組にすることは、当業者が、検査目的や検査対象を考慮の上、適宜選択し得る設計事項であり、また、それ自体一般的な課題であるとともに検査ユニットの組数を増やすことによっても生じる、各検査ユニットの小型化という課題の解決のために、検査カメラとして周知技術である線形カメラを選択することも、当業者が適宜に行い得るものである。

さらに、検査の完了とシートの各検査胴からの取出しに係る本件発明1と甲1発明との間の相違点は、一応の相違点ではあるものの、実質的な相違点とはいえない上、この一応

の相違点についても、検査の完了後にシートを各検査胴から取り出すとの構成は、当業者が適宜に採用し得るごく一般的な構成であるにすぎず、加えて、甲 1 発明において、それ自体一般的な課題であるとともに検査ユニットの小型化に伴っても生じる、検査胴に載着されたシートの受渡しや処理の精度を高めるという課題の解決のために、甲 2 発明を適用して、各シート検査における検査が完了したときにのみ検査済みのシートを各検査胴から取り出すように構成することも、当業者が容易に想到し得ることであるといえることができる。

よって、甲 1 発明において相違点 1 に係る本件発明 1 の構成とすることは、当業者であれば、設計事項として適宜選択し得るか、容易に想到し得るといえることができ、審決の相違点 1 に係る容易想到性についての判断は誤りであるといわざるを得ない。

- 3 本件発明 1 3 と甲 3 発明との間には、審決が認定したとおりの以下の相違点 4 が存在することが認められる。

「本件発明 1 3 では、複数組の検査ユニットの組数は 3 組であり、各検査ユニットが備える検査機器は線形カメラであり、かつ各検査ユニットにおける線形カメラによる検査終了後に、印刷されたシートを次の検査ユニット又はマーキングユニットへ移送しているのに対し、甲 3 発明では、検査ユニットの組数は 2 組であり、各検査ユニットが備える検査機器は線形カメラであるのか否か不明であり、さらに、印刷されたシートの次の検査ユニット又はマーキングユニットへの移送は、各検査ユニットにおける検査機器による検査後ではあるものの、検査終了後に行われるのか否かが不明な点。」

- 4 甲 3 発明において相違点 4 に係る本件発明 1 3 の構成とすることは、当業者であれば、設計事項として適宜選択し得るか、容易に想到し得るといえることができ、審決の相違点 4 に係る容易想到性についての判断は、相違点 1 についての判断と同様の理由により誤りであるといわざるを得ない。